

建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム

品質自主管理基準

第4版



ウレタンフォーム工業会

<はじめに>

吹付け硬質ウレタンフォームは建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム原液（ポリイソシアネート成分及びポリオール成分、以下「原液」という）製造業者が原液を製造し、施工業者（吹付けウレタンフォーム原液を使用して吹付け発泡施工を行う者）が現場で原液を使用し、吹付け施工することで硬質ウレタンフォーム断熱材が形成される。

製造業者は設計された硬質ウレタンフォームの形成に必要な「原液使用標準」を設定しており、施工業者がこれに準じて施工することで、設計された性能を有する硬質ウレタンフォームが形成される。したがって、製造業者の原液の品質管理と同時に、施工業者の施工に関する品質管理が、断熱材として要求される性能を実現するために必要となる。

ここで、断熱材として公表した性能を確保するために、原液と施工に関する「品質自主管理基準」をとりまとめることとした。

目次

建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム	0
品質自主管理基準	0
<はじめに>	0
第1章 品質管理のガイドライン	1
1.1 適用範囲	1
1.2 用語及び定義	1
1.3 原液の品質管理ガイドライン	1
1.4 施工の品質管理ガイドライン	2
第2章 原液編	3
2.1 品質管理基準	3
1) 種類	3
2) 品質基準値	4
2.2 性能表示値と品質管理基準	4
2.3 品質項目別品質管理指針	5
1) 製品の管理	5
2) 製造工程の管理	5
3) 熱伝導率	5
2.4 製造者情報	6
2.5 品質表示	6
第3章 施工編	7
3.1 原液の選択	7
3.2 熱絶縁技能士による施工管理	7
3.3 施工管理	7
1) 施工範囲と施工厚みの確認	7
2) 施工環境の確認（雰囲気温度・下地状態等）	8
3) 施工記録	8
4) 記録の管理	8
5) 施工時の注意事項	8
6) 現場フォームの定期的な性能評価確認	9
7) QC工程表	9
3.4 教育・訓練	10
< 附 則 >	11
< 添 付 資 料 >	11

第1章 品質管理のガイドライン

1.1 適用範囲

この基準は、建築現場での断熱施工に用いる吹付け硬質ウレタンフォームの原液、ならび吹付け施工に関する管理基準を規定する。

1.2 用語及び定義

1) 以下用語については、JIS A 9526:2013 による。

- ① 吹付け硬質ウレタンフォーム
- ② 吹付け硬質ウレタンフォーム原液
- ③ 吹付け硬質ウレタンフォーム原液製造業者
- ④ 吹付け硬質ウレタンフォーム施工業者
- ⑤ 原液使用標準

2) 熱絶縁施工技能士

熱絶縁施工技能士とは、国家資格である技能検定制度の一種で、都道府県知事（問題作成等は中央職業能力開発協会、試験の実施等は都道府県職業能力開発協会）が実施する、熱絶縁施工に関する学科及び実技試験に合格した者をいう。

3) 原液使用記録

原液製造者から示された、原液使用標準に基づき施工したことを明確にするため、施工環境や施工条件等を記録する。

4) 製品規格値

JIS 規格値よりも優れた性能であることが明らかな場合に表示する性能値を、製品規格値と呼ぶ。

5) 工業会規格値

JIS に定めのない品種についてウレタンフォーム工業会として定めた品質基準をいう。

1.3 原液の品質管理ガイドライン

1) JIS 認証の取得

JIS 規格がある原液に関しては、JIS 認証取得を原則とする。

JIS 規格が無い製品については、本品質自主管理基準（以下「本基準」）に定める工業会規格により、JIS に準じた品質管理を実施する。

2) 製造者情報の提供

原液製造業者は以下の情報を施工業者に提供し、周知する。記載事項については本基準に定める。

- a) 原液使用標準
- b) 施工上遵守すべき事項
- c) 原液の取扱及び廃棄上の安全に関する事項
- d) 施工上の安全に関する情報
- e) 安全データシート（SDS）
- f) 試験報告書

3) 教育・訓練

ウレタンフォーム工業会又は同工業会会員は施工者団体又は施工業者が開催する熱絶縁施工技能士を対象とした講習会に協力し、品質管理水準の維持・向上を図る。

1.4 施工の品質管理ガイドライン

1) 原液の選択

原液は JIS A 9526 の認証を受けた原液または工業会が定めた品質管理基準を満足する原料を使用するものとする。

2) 熱絶縁技能士による管理

吹付け工事に当たっては、熱絶縁技能士の有資格者の管理の下に、施工するものとする。

3) 原液使用記録の作成と保管

施工者は原液製造者が発行する「原液使用標準」により施工し、「原液使用記録」に施工条件を記録し保管する。

4) 教育・訓練

吹付けウレタン施工者団体又は施工業者は熱絶縁技能士の品質管理技能を高めるため、熱絶縁技能士を対象とした講習会を定期的で開催し、熱絶縁技能士はこの講習会を定期的

第2章 原液編

本編は、建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム原液を生産・出荷する事業所において品質管理を行うにあたって、重要な物性項目について、管理上の基準や注意事項などをまとめたものである。

各事業所においては、本編にしたがって、JIS A 9526（建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム）や工業会規格を満足するように管理しなければならない。

2.1 品質管理基準

品質管理基準は原則として、JIS A 9526 の規格値とする。JIS に定めのないものについては、「工業会規格」として定める。

1) 種類

種類	記号	備考
A 種 1	NF1	発泡剤として二酸化炭素（CO ₂ ）を用い、フロン類 ^{a)} を用いないもの。壁、屋根裏などの用途に適する非耐力性吹付け硬質ウレタンフォーム原液。
A 種 1H	NF1H	発泡剤としてハイドロフルオロオレフィン（HFO） ^{c)} を用いたもの。壁、屋根裏などの用途に適する非耐力性吹付け硬質ウレタンフォーム原液。
A 種 2	NF2	発泡剤として二酸化炭素（CO ₂ ）を用い、フロン類 ^{a)} を用いないもの。冷蔵倉庫などの用途に適する耐力性吹付け硬質ウレタンフォーム原液。
A 種 2H	NF2H	発泡剤としてハイドロフルオロオレフィン（HFO） ^{c)} を用いたもの。冷蔵倉庫などの用途に適する耐力性吹付け硬質ウレタンフォーム原液。
A 種 3	NF3	発泡剤として二酸化炭素（CO ₂ ）を用い、フロン類 ^{a)} を用いないもの。壁などの充てん断熱工法 ^{b)} 用途に用いることができる低密度非耐力性吹付け硬質ウレタンフォーム原液。
B 種	FC	発泡剤としてフロン類 ^{a)} を用いたもの。住宅を除く高い断熱性が求められる冷蔵倉庫などの用途に適する耐力性吹付け硬質ウレタンフォーム原液。

注^{a)} フロン類とは、クロロフルオロカーボン(CFC)、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)及びハイドロフルオロカーボン(HFC)であって、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に規定されたもの、および気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第4次評価報告書に記載のもの（具体的には、HFC245fa, HFC365mfc等が含まれる）をいう。

注^{b)} 充てん断熱工法とは、軸組みの間、構造空間に断熱材を充てんする断熱工法をいう。

注^{c)} ハイドロフルオロオレフィン(HFO)（具体的には、HFO-1233zd等を指す。）はフロン類に該当しない。

2) 品質基準値

品質			種類						試験方法 JIS 項目
			A 種 1	A 種 1H	A 種 2	A 種 2H	A 種 3	B 種	
原液	粘度	mPa・s/20℃							6.1 参照
吹付け 硬質ウ レタン フォーム	熱伝導率	W/(m・K)	0.034 以下	0.026 以下	0.034 以下	0.026 以下	0.040 以下	0.026 以下	6.2.6 参照
	圧縮強さ	kPa	80 以上	80 以上	170 以上	170 以上	—	170 以上 ^{a)}	6.2.5 参照
	接着強さ	kPa	80 以上	80 以上	100 以上	100 以上	—	100 以上	6.2.7 参照
	透湿率	ng/(m・s・Pa)	9.0 以下	9.0 以下	4.5 以下	4.5 以下	—	4.5 以下	6.2.8 参照
	燃焼性	燃焼時間が 120 秒以内で、かつ、燃焼長さが 60 mm 以下であること							6.2.9 参照
	密度 ^{b)}	kg/m ³	25 以上	25 以上	25 以上	25 以上	7 以上 25 未満	25 以上	工業会 規格

注 a) 定温倉庫及び農畜舎などの高い耐力性が求められる用途の場合は、150 kPa としてもよい。

注 b) JIS 規格に規程は無いが、工業会規格として追加した。

< 密度の測定方法 >

- ① 試験片 JIS A 9526 の 6.2.1 より試料を作成し、6.2.3 により 100×100×30mm の試験片をとる。試験片の数は 3 個とする。
- ② 試験方法 縦、横及び厚さを 0.1mm の精度で測定して体積を求め、次に質量を 0.05g の精度で測定して、次の式によって密度を求める。

なお、体積を求める場合、寸法はそれぞれ 3 か所で測定、その平均値をとる

$$\rho = M/V$$

ここに、 ρ : 密度 (kg/m³)

M : 質量 (kg)

V : 体積 (m³)

2.2 性能表示値と品質管理基準

表 5 性能表示値と品質管理基準

製品規格	管理区分	性能表示値	品質管理体制
JIS 規格	A	JIS 規格値	JISA9526 認証取得
	B	製品規格値 ^{a)}	
	C	JIS 規格値 製品規格値	JIS 認証無し ISO9001 或いは他の原液の JIS 認証取得
工業会規格	D	工業会規格値	
	E	製品規格値	

注 a) : 製品規格値とは JIS 規格や工業会規格で定めた基準を超える性能を表示する場合の規格値をいう。

- 1) JIS 規格が無い製品や、JIS 認証が未取得の製品については、ISO9001 取得を前提に、JIS と同等の品質管理を実施するものとする。

2.3 品質項目別品質管理指針

1) 製品の管理

製造する製品の種類に応じて、JIS ならび工業会で規定している以下の品質について社内規格で具体的に規定し、その内容は JIS ならび工業会で規定している内容を満足し、かつ、これに基づいて適切に品質管理を実施していること。(試験方法)

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ① 原液粘度 (JIS A9526) | ⑤ 透湿率 (JIS A9526) |
| ② 熱伝導率 (JIS A9526) | ⑥ 燃焼性 (JIS A9526) |
| ③ 圧縮強さ (JIS A9526) | ⑦ 密度 (工業会規格) |
| ④ 接着強さ (JIS A9526) | |

なお、②熱伝導率については管理区分別に以下の管理についても実施する。

2) 製造工程の管理

原液製造業者は、管理すべき製造工程について、各工程で要求する管理項目及びその管理方法、品質特性及びその検査方法並びに作業の条件及び環境を社内規定に具体的に規定する。社内規定に基づいて、作業記録・検査記録・管理図書を保有する。

表 6 製造工程の管理

工程名	管理項目	管理方法・検査方法
1. 原料配合	配合割合	質量計量
2. 混合	温度, 時間	
3. 試験発泡	クリームタイム、ライズタイム コア密度*	
4. 表示	表示項目、表示場所、表示方法	

*スキン層をすべて取り除いた後の試料の単位体積当りの質量。

3) 熱伝導率

表 7 熱伝導率の管理区分と指針

管理区分	管理指針
A	性能表示値が JIS 認証範囲内であり、かつカタログ等で公表している製品規格値を満たしていること。
B	製品ロットの異なる原液から作成したサンプルについて、ISO17025 に基づき認定された試験機関（以下 ISO17025 試験所）でのデータ（1 点以上）を含む自社もしくは第三者による測定値（10 点以上）が全ての性能表示値を満足していること。
C,D,E	製品ロットの異なる原液から作成したサンプルについて、ISO17025 試験所でのデータ（2 点以上）を含む自社もしくは第三者による測定値を JIS A1480 により統計処理した宣言値が性能表示値を満足していること。

なお、B,C,D,E については 3 年に 1 回確認するものとする。

2.4 製造者情報

1) 原液使用標準

吹付け硬質ウレタンフォーム原液製造業者は JIS A 9526 の定めにより、原液使用標準を作成し、吹付け硬質ウレタンフォーム施工業者に提供し、施工条件が適切に管理されるよう周知しなければならない。

原液使用標準の記載事項は以下の通りとする。

- ① 製品名
- ② 分類（種類）
- ③ 1日吹付け最大厚み / 1層吹付け厚み
- ④ 施工温度条件（気温）
- ⑤ 発泡機・ガンの条件

原液使用標準の様式例を添付資料に示す。

- | | |
|------------------------|--------------|
| 2) 施工上遵守すべき事項 | 原液製造者の定めによる。 |
| 3) 原液の取扱及び廃棄上の安全に関する事項 | 原液製造者の定めによる。 |
| 4) 施工上の安全に関する情報 | 原液製造者の定めによる。 |
| 5) 安全データシート（SDS） | 原液製造者の定めによる。 |
| 6) 試験報告書 | |
- 試験報告書の記載事項、様式は製造業者の定めによる。

2.5 品質表示

1) JIS マーク等の表示

JIS 認証取得者が JIS マークならび近傍に表示する事項については、認証機関との認証契約に基づいて行う。

2) カタログ・マニュアルへの性能表示

カタログやマニュアルに性能値を表示する場合は、2.1項 2)により表示をする。設計値との混同を防ぐため、測定値の表示はしない。

3) 製品への表示

- ① 表示対象 吹付け硬質ウレタンフォーム原液入りドラム缶
- ② 表示内容 社名、JIS 種別、製造ロット（製造年月日が判別できるように表示する）
- ③ 表示方法 ラベルなどで表示する。

第3章 施工編

3.1 原液の選択

原液は、JIS A 9526 の認証を受けた原料もしくは、第2章で定める品質管理基準を満足する原料を使用するものとする。また、事前にメーカーから原液使用標準および SDS を入手し保管および現場施工に問題がない製品であることを確認する。

3.2 熱絶縁技能士による施工管理

吹付け硬質ウレタンフォームの施工に当っては、熱絶縁施工技能士（吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業）の資格者の管理の下に施工するものとする。

<解説>

吹付け硬質ウレタンフォームは、工場出荷時に製品の品質が担保されている工場生産品と異なり、現場にて吹付け機および原材料を使用し施工される製品であり、現場施工条件および設定条件等の影響をうける。このため、現場で施工される製品の品質確保を証明することが課題とされている。

2013年5月に公示された JIS A 9526 の解説中に「現場品質を確保するために熱絶縁施工技能士の管理の下施工されるべきである」ことが盛り込まれている。

<JIS A 9526 解説抜粋>

法律、公的な建築工事仕様書などからこの規格が引用される現状を考慮し、吹付け施工された硬質ウレタンフォームの品質が一定水準に維持、管理されるよう箇条 9 において原液使用標準などの施工管理上必要な事項は施工業者に対し周知徹底を図ることとした。実際に吹付け施工された硬質ウレタンフォームの品質については、この規格に応じた性能を確保するために、この規格に基づく JIS 認証を受けた原液製品を用いることを原則としたほか、施工において原液製造業者が定める原液使用標準を遵守するとともに、熱絶縁施工技能士（吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業）の資格者の管理の下に施工されるべきである。

3.3 施工管理

1) 施工範囲と施工厚みの確認

① 施工範囲

施工範囲及び施工部位の厚みは施工前に打ち合わせを行い、養生を実施する。

- ・ウレタンミストの付着が懸念される場所は養生シートや養生テープで養生を行う。

（サッシ、ガラス、額縁、ドア等）

- ・天井・床、壁の折り返し部分の養生は必要があれば実施する。
- ・電気 BOX、電線養生は元請に養生を依頼する。

② 厚みの確認

- ・吹付けを行いながら適時厚みのチェックを実施する。

現場管理者の指示があればその限りでない

- ・厚み不足があった場合は吹き増しを行う。

- ・厚みピンを設置する（必要があれば）

（自主検査や厚みピン設置は必要があれば写真等の記録を取る）

2) 施工環境の確認（雰囲気温度・下地状態等）

① 雰囲気温度

- ・ 施工前に雰囲気温度が原液使用標準内であることを確認する。（記録をする）

② 下地状態

- ・ 吹付面の水分を確認する。（RC 水分率 8% 以下）
- ・ 吹付面に汚れや、油などの付着物が無い事を確認する。
（問題があった場合は元請と協議する）

3) 施工記録

原液使用標準に従い施工したことを「原液使用記録」に記録する。

記録者は熟絶縁施工技能士とし、一日の施工完了後に日々記録する。

記録事項は以下の通りとし、必要により項目を追加する。様式例を添付資料に示す。

- ① 現場名、元請名、吹付け施工業者名、記録担当者、施工日
- ② 製品名・品番、分類（種類）
- ③ 1日吹付け最大厚み / 1層吹付け厚み
- ④ 施工温度条件（気温）
- ⑤ 発泡機・ガンの条件
- ⑥ 確認項目（下地の状態、テスト発泡外観、厚み）
- ⑦ その他必要な事項

4) 記録の管理

施工記録は施工業者が保管し、利害関係者の要求があり、必要と認められる場合は提示するものとする。保管期間は施工現場の完工後3年とする。

5) 施工時の注意事項

① 保護具の着用

硬質ウレタンフォームの吹付け時には、発泡ガス及びごく微量のポリイソシアネートやアミン等が発生するので、喉の粘膜、目などを刺激することがある。従って発泡時には必ず保護具を着用して、十分な換気を行う。

保護具には呼吸用保護具（ガス、蒸気、粉塵の吸入を防ぐマスク類）、皮膚との接触を防ぐ保護衣類（安全帽、長袖の服、手袋、靴）、保護メガネ・ゴーグル等がある。

② 吹付け作業

下吹きが必要な場合、施工面に約5mm以下の厚みになるように下吹きをする。1日の吹付け総厚みならび一層当りの厚み、各層毎のインターバルは原液使用標準に従う。吹付けはフォーム表面ができるだけ平滑になるように吹付ける。

③ 厚み測定

施工者は吹付け手順により、吹付け中に所定の検査方法（ワイヤゲージ等）により随時測定しながら施工する。

④ 第3成分の取り扱い

吹付け時に第3成分を使用する場合は、原液メーカーの原液使用標準に記載されている場合に限る。なお、吹付け施工者は高圧ガス保安法を遵守すること（第5条第2項の規定による届出）。これに違反した場合は、30万以下のも罰金に処せられる。

6) 現場フォームの定期的な性能評価確認

原液製造業者は施工現場にて施工されたフォームのサンプリングを定期的(年1回以上)に行い、自社にて性能評価を実施する。

①サンプリング現場の選定

原液メーカーは、当該メーカーの原液にて施工を実施している施工現場を任意に選択する。

②サンプリング対象

2.1 1) 項に定める品種をサンプリング対象とする。

③サンプル作製方法

- ・ 450×450mm 以上の合板などのボード類に原液使用標準に従い吹付け、フォーム総厚みを 60 mm 程度とする。
- ・ サンプルは内部スキン層を一層以上含むものとする。
- ・ サンプルは1枚以上作製する。

④サンプルの性能評価

- ・ 測定項目：熱伝導率、全体密度
- ・ 測定方法：JIS A 9526:2013 に準拠して実施する。
原液メーカーが自社の測定設備を用いて測定を実施する。

⑤性能評価の結果

- ・ 測定項目の全てを記録し、保管する。

7) QC 工程表

QC 工程表 (例) を添付資料に示す。

3.4 教育・訓練

ウレタンフォーム工業会又は同工業会会員は施工者団体又は施工業者が開催する熱絶縁施工技能士を対象とした講習会に協力し、品質管理水準の維持・向上を図る。

1) 講習会の開催

施工者団体又は施工業者は定期的に講習会を開催する。

2) 参加対象者

施工者団体又は施工業者に所属する熱絶縁施工技能士を対象とする。

3) 講習会終了後

講習会に参加した熱絶縁施工技能士は講習会の内容について、他の熱絶縁施工技能士、施工者へ指導・教育を行う。また、その際の教育記録を作成する。

＜ 附 則 ＞

ウレタンフォーム工業会としては、発泡剤のノンフロン化を推進してきた。しかしながら、住宅・建築市場においてフロン類を発泡剤とした製品（以下「フロン発泡品」という）の需要があり、供給が継続している。また、第三成分を現場にて混合する場合があることや、現場での品質管理の一環として密度測定を実施することも想定される。そのため、フロン発泡品と第三成分の取扱い、密度の表記について、附則として以下のとおり定める。

1. フロン発泡品の取扱い

1) 削減目標

原液製造者は、住宅向けのフロン類を発泡剤とした吹付け硬質ウレタンフォーム原液の2020年全廃を目標に、削減に努めるものとする。

2) 規格値（工業会規格）

種類（記号）はB種1（FC1）とする。

表 8 B種1の品質（工業会規格）

品質		種類		試験方法 JIS項目
		B種1（FC1）		
原液	粘度	mPa・s/20℃	80～1500	6.1 参照
発泡品	熱伝導率	W/(m・K)	0.026 以下	6.2.6 参照
	圧縮強さ	kPa	80 以上	6.2.5 参照
	接着強さ	kPa	80 以上	6.2.7 参照
	透湿率	ng/(m・s・Pa)	4.5 以下	6.2.8 参照
	燃焼性	燃焼時間が 120 秒以内で、かつ、燃焼長さが 60 mm 以下であること		6.2.9 参照
	密度	kg/(m ³)	25 以上	工業会規格

2. 第三成分の取扱い

第三成分の使用を可とする場合は、その場合の原液使用標準を示すと共に、2.3 項に示す品質管理を実施し、その性能表示をする。第三成分については ODP・GWP が公知であり、ODP=0 かつ GWP<100 を満足するものとする。

3. 密度の表記

現場での品質管理を実施する場合は、密度を測定するものとし原液の品質として密度を表記する。試験方法は 2.1 2)（4 頁）による。

＜ 添 付 資 料 ＞

- ＜資料1＞ 原液使用標準（例）
- ＜資料2＞ 原液使用記録（例）
- ＜資料3＞ QC 工程表（例）

吹付け硬質ウレタンフォーム 原液使用標準(様式例)

製品名		
分類		
1日最大吹付け厚み / 1層吹付け厚み		
施工温度条件(気温)		
発 泡 機 ・ ガ ン	機種	
	スプレーガン / チャンバーサイズ	
	温度設定	プライマリヒータ [°C]
		ホスヒータ [°C]
原料圧力 [MPa]		

注意事項

0. 原液使用標準に従い施工を実施し、原液使用記録に記載すること。

1. テスト発泡の実施

テスト発泡を行い施工前に吹付けフォームが正常であることを確認する。

1. 現場等の確認

被施工面の確認: 躯体面の乾燥度合、よごれ、油分がないことを確認する。

2. 発泡機設定温度条件

発泡機設定温度については、ホースがトラックに残っている長さやホースの断熱材の状態等で異なるため、上記の設定値を参考に温度を設定する。

3. 吹付け作業の安全管理

吹付け作業のときは必ず防毒マスク(有機ガス用)、保護メガネ、手袋等の保護具を装着する。

4. 吹付け作業

- ①下吹き: 施工面に約 5mm 以下の厚みになるように下吹きをする。
- ②多層吹き: 層厚が __mm 以上のとき多層吹きとし、各層の厚みが各々 __mm 以下とする。
- ③層厚: 1日の層厚は __mm を超えないものとする。
- ④吹付けはフォーム表面ができるだけ平滑になるように吹付ける。

5. 厚み測定

吹付け中に所定の検査方法により随時測定しながら作業する。

6. 原液保管注意事項

ドラム缶は横置きにするなど水分が入らないよう注意するとともに夏季の直射日光はおおいなどして高温にならないよう、又冬期は 0°C 以下の保管は避ける。

7. その他

ウレタンの大きな塊を作らないこと。大きな塊は、反応熱の蓄熱により燃焼する恐れがある。もし大きな塊を作った場合は、直ちにフォームを 20cm 角以下に切断する。

吹付け硬質ウレタンフォーム 原液使用記録(例)

<現場概要>		記録日	平成	年	月	日
現場名	元請業者名 (発注者名)					
所在地						
吹付け工事業者名	記録者氏名					
吹付け作業者名						名

<原液仕様>						
使用材料	製品名:			メーカー名		
	品番:					
	JIS分類:					

<作業環境>			
施工温度条件	基準値	測定気温	天候
			晴・曇・雨・雪

<機械条件>			
	基準	使用記録(レ点チェック)	備考
機種			
スプレーガン/チャンバー		<input type="checkbox"/>	
ホース径/長さ		<input type="checkbox"/>	
プライマリヒーター温度		<input type="checkbox"/>	※1
ホースヒーター温度		<input type="checkbox"/>	
静止圧力(RES)		<input type="checkbox"/>	
静止圧力(ISO)		<input type="checkbox"/>	

※1: ホース温度が維持できる温度に設定

<作業記録>				
躯体の確認(汚れ,油,水分等が無いこと)		確認頻度	基準	作業記録
テスト発泡		1回/施工前	異常が無いこと	<input type="checkbox"/>
テスト発泡	収縮	1回/施工前	収縮が無いこと	<input type="checkbox"/>
	攪拌不良(色むら)	1回/施工前	色むらが無いこと	<input type="checkbox"/>
フォームの状態確認(色むら,バサツ等が無いこと)		1回/施工前	異常が無いこと	<input type="checkbox"/>
下吹きの有無,層間インターバルの確認		随時	条件を確認する	<input type="checkbox"/>
CO ₂ /C液 添加量		随時		<input type="checkbox"/>
厚み		1回/施工後	設計厚(-0+10mm以下)	最大厚み(mm)
				最小厚み(mm)

QC工程表 (例示)

No.	工程名	使用設備・工程補足説明	管理項目	管理基準	管理頻度	管理方法	記録	異常処理	担当者						
1	施工前確認	現場仕様及び施工現場	施工温度	メーカー原液使用標準内であること	施工前・1回/日	温度表示と書類照合	原液使用記録	関係先と協議、改善依頼	施工管理士						
			施工面の油分	無きこと		目視									
			施工面のほこり	無きこと		目視									
			施工面の汚れ	無きこと		目視									
			施工面の乾燥状態	濡れ無きこと		目視									
2	原料仕様確認		メーカー名	登録したメーカーであること	施工前・1回/日	書類の照合	原液使用記録	保留、返品、代品納入	施工管理士						
			製品名	登録した製品名であること		書類の照合									
			品番	登録した品番であること		書類の照合									
			JIS分類	登録した分類であること		書類の照合									
			熱絶縁施工技能士	熱絶縁施工技能士有資格者であること		資格証明書の確認									
3	施工技能士	発泡機	機種	推奨設備であること	契約時	目視	原液使用記録	有資格者と交代	施工管理士						
			スプレーガン/チャンパー	推奨設備であること		目視									
			ホース径/長さ	推奨設備であること		目視									
			プライマリヒーター温度	メーカー原液使用標準内であること		温度表示と書類照合									
			ホースヒーター温度	メーカー原液使用標準内であること		温度表示と書類照合									
			静止圧力	メーカー原液使用標準内であること		圧力表示と書類照合									
			収縮	異常な収縮が無いこと		目視				調整、調整不能時は修理					
			攪拌不良(色むら)	異常な色むらが無いこと		目視									
			4	吹付け作業		作業留意事項				下吹き有無	メーカー原液使用標準内であること	施工前・1回/日	目視	調整、調整不能時は修理	施工技能士
										層間インターバル	メーカー原液使用標準内であること				
			5	吹付け作業						施工厚み	指定仕様であること	施工時・全数	目視、チェックゲージ	カットもしくは吹き直し	施工技能士
										施工部位	指定仕様であること		目視		
										収縮	異常な収縮が無いこと		目視		
										攪拌不良(色むら)	異常な色むらが無いこと		目視		
プライマリヒーター温度	メーカー原液使用標準内であること	温度表示と書類照合													
ホースヒーター温度	メーカー原液使用標準内であること	温度表示と書類照合													
静止圧力	メーカー原液使用標準内であること	圧力表示と書類照合													
施工厚み	指定仕様であること	目視、チェックゲージ			カットもしくは吹き直し										
密度	メーカー原液使用標準内であること	天秤、ノギス等													
6	検査	仕上がり状態			廃棄物、器具・清掃		廃棄物処理法等を遵守、片づけられていること	施工後・全数	目視	関係先と協議	施工管理士				
			施工・安全・清掃	異常なきこと	施工後・全数	目視	関係先と協議								
7	工程内検査	代用特性検査	施工・安全・清掃	異常なきこと	施工後・全数	目視	関係先と協議	施工管理士							
			報告						施工後・全数	目視	関係先と協議				
8	完了		報告		施工後・全数	目視	関係先と協議	施工管理士							
									施工後・全数	目視	関係先と協議				

<執筆者>

ウレタンフォーム工業会 技術環境委員会 断熱材小委員会

委員長	渡邊 二夫	東洋ゴム工業株式会社
委員	近藤 正行	アキレス株式会社
	宮本 貴司	旭有機材株式会社
	富島 眞浩	倉敷紡績株式会社
	早坂 裕孝	株式会社東北イノアック
	奥谷 達也	日清紡ケミカル株式会社
	伊熊 健二	BASFINOAC ポリウレタン株式会社
	照山 伸一	日本パフテム株式会社
	高山 昭弘	田島ルーフィング株式会社
	大川 栄二	ウレタンフォーム工業会

建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム「品質自主管理基準」

第1版 2014年7月10日
第2版 2014年9月1日
第3版 2015年3月17日
第4版 2016年11月11日

発行 **ウレタンフォーム工業会**

〒105-0003 東京都港区西新橋2-17-1

八雲ビル3F

TEL 03-6402-1252

FAX 03-5401-2264

ホームページ <http://www.urethane-jp.org/>

<品質自主管理基準運用会員会社>

アキレス株式会社

旭有機材株式会社

倉敷紡績株式会社

株式会社ソフランウイズ

東邦化学工業株式会社

日清紡ケミカル株式会社

BASF INOAC ポリウレタン株式会社

日本パフテム株式会社